

雪害対策マニュアル

平成27年1月

群馬県神流町

雪害対策マニュアル

1 目的

この計画は、積雪時における除排雪等の体制整備や情報収集提供及び除排雪を優先すべき道路並びに具体的な行動を予め定める事により、雪害を未然に防止または、最小限に抑えることにより、住民生活の安全安心を確保することを目的とするものである。

2 基本方針

町は、目的を達成するために国及び県並びに区等との連携を強化し、迅速かつ最適な除排雪作業等を行う。

なお、本マニュアルは必要に応じ、その都度見直しを行う。

3 計画の性格

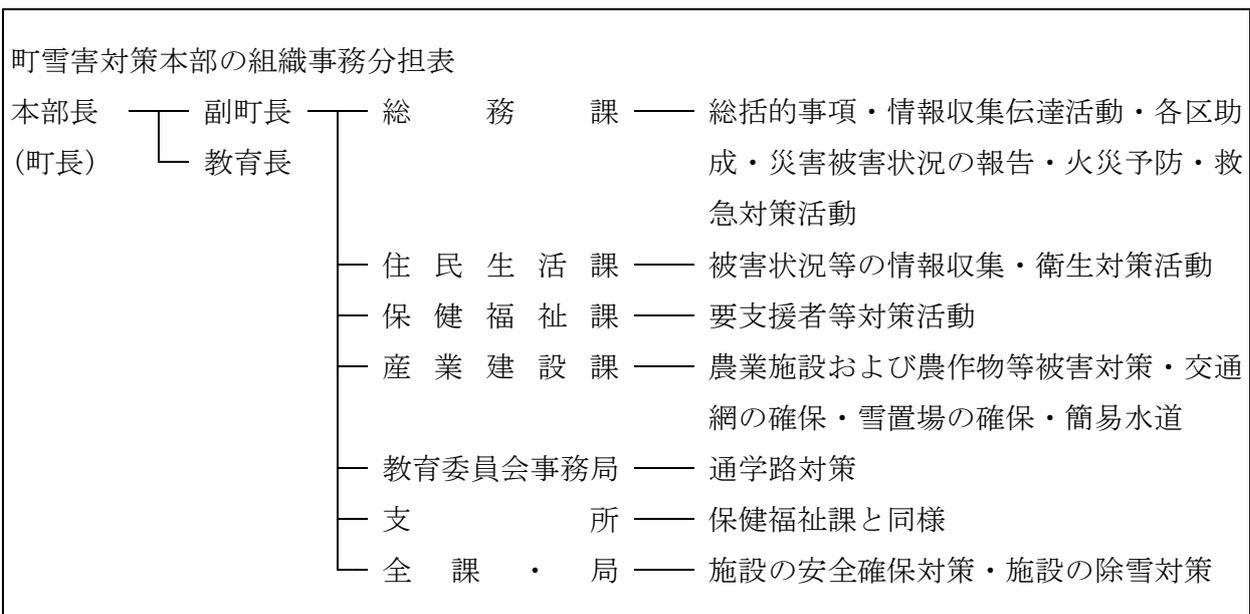
この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日制定）第42条の規定に基づき作成された「神流町地域防災計画」の雪害時における業務マニュアルとして定める。

4 組織

町は雪害が発生し、神流町災害対策本部設置に至らない災害対策の実施が必要と認められるときには、神流町雪害対策本部を設置するものとする。

5 情報の確認と把握

町が雪害対策本部を設置した場合、町内の積雪、除雪、要支援者等（区長等の協力を得て）の状況を速やかに把握するとともに、除雪状況の見通し等を考慮したうえで関係機関へ情報提供および除雪依頼を行うものとする。



6 町内道路交通の確保活動

(1) 道路交通確保を円滑に実施するため除排雪系統図（別紙1）により行う。

(2) 方針

ア 町内道路確保を図るため、除排雪及び凍結防止策などを可能な限り速やかに行う。

イ 除排雪箇所の要請は、除排雪を効果的に実施するため、個人ではなく可能な限り区(区長)が取りまとめて要請するよう伝達する。

ウ 凍結等の危険が伴うため、人家敷地内等の雪を道路等へ排雪しないよう町民へ周知する。

(3) 除雪区分

区 分	積雪量 (c m)
1 号 除 雪	5 ～ 9
2 号 除 雪	10 ～ 19
3 号 除 雪	20 以上

※ 原則的には上記のとおりだが、気象条件・その他の条件により変更が必要の際は、町及び除排雪委託業者協議の上、除排雪するものとする。また上記積雪量はいずれも委託路線における現地積雪量とし、その適用は監督員の指示によるものとする。

(4) 融雪剤散布から除排雪を行うまでの基本的な活動

ア 降り始め～気象状況、路面凍結等を考慮して実施

(ア) 融雪剤は融雪剤の効果的な散布方法について(別紙2)を参考に散布する。

(イ) 町は主要路線上にスリップの危険性があると判断したときは、坂道等を中心に融雪剤の散布を行う。

イ 降り始め～積雪深5～19 c m(1号除雪及び2号除雪)程度

町は通学通勤路等を考慮し、除雪委託路線(別紙3)の除雪を業者に依頼する。除排雪は、主要道路の車両通行を確保するため道路脇等に雪が一部残ることになるが、人家等の出入口や周辺の除雪しない路線については区に可能な限り除排雪の協力を依頼する。

ウ 降り始め～積雪深20 c m(3号除雪)以上で全町的に除排雪が必要と判断したとき

(ア) 町から区に対して別紙3の主要路線及びその他路線の除排雪協力要請を行った場合、一定の基準によって重機借り上げ等による除排雪を行う事ができる。

一定の基準

1 町から区に除雪の依頼があった場合、区の判断で必要と認めるとき、区は業者等のダンプ及び重機等を借り上げる事ができる。

2 借り上げ等に掛かる費用は町で負担する。ただし、区で実施する除排雪は原則として対策本部設置日からとし請求は町が指定する日までとする。

3 借り上げ費用は町の算定額の範囲内とする。

(5) 雪置場の確保

- ア 町は雪置場について、関係機関と協議して確保に努めるとともに各区へ周知を行う。
- イ 除雪後の凍結防止のため、道路、ごみステーションへの雪出し、水路、側溝等へ投棄しないように呼びかける。

7 町民生活の確保及び施設の安全確保

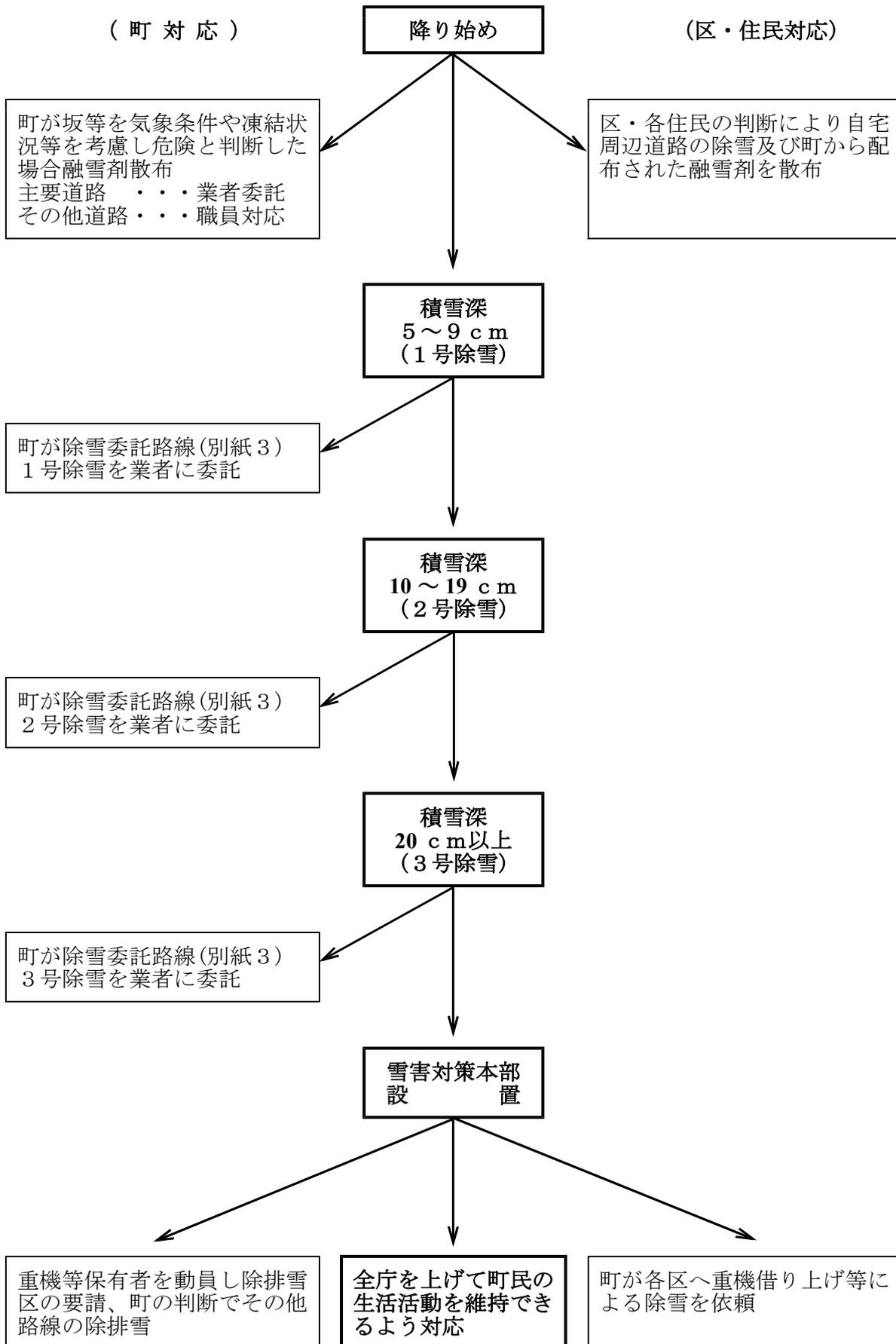
(1) 方針

- ア 町民の日常生活機能と円滑な生活活動が維持できるようにするため、情報の収集や提供に努める。
- イ 活動内容
 - (ア) ライフライン等の生活情報の収集及び提供
 - (イ) 消火設備の確保
 - (ウ) 避難施設及び医療施設へのルート確保は最優先とする。
 - (エ) ヘリポートの除雪は降雪後に原則行うものとし、降雪後の除雪が困難と予想されるときは、予備除雪を行う。
 - (オ) 施設の除雪対策、安全確保対策（ごみステーション確保、水道、電気等のライフラインの被害状況把握及び早急な対応、町民生活に必要な情報の提供等）
 - (カ) 除排雪実施中～終了後にかけて、屋根等から氷雪の落下による事故を防ぐため、区内の点検と注意を促す音声放送を行い、併せて看板の設置等の指導に努める。
 - (キ) 一人暮らし世帯や高齢者、障害者、母子家庭、疾病者等の要支援者に対し安否確認等をし、必要に応じて通常生活確保の支援を行う。
 - (ク) 児童、生徒及び保育児の安全な通行を確保するため、通学、通所路等の除排雪を行うよう努める。

除排雪系統図

(町対応)

(区・住民対応)



融雪剤(塩化カルシウム等)の効果的な散布方法について

融雪剤は、凍結防止、融雪の効果がありますが、次の点に留意のうえ散布して下さい。

<効果的散布方法>

- 1 除雪後の路面凍結防止のため
- 2 踏み固められ凍結した道路
- 3 ムラなく均一に散布する。(坂道は坂の上の方へやや多めに散布すると溶け出した液が下方に流れ効果的)
- 4 一度に沢山散布するより少量を二度撒きするのがよい。(約1時間後くらいに路面の状況を見ながら散布)

<散布量に比べ相応な効果が期待できない場合>

- 1 降雪中又は降り積もった雪
- 2 やわらかい圧雪
- 3 シャーベット状の雪

<散布量の目安>

- 1 少量の雪の場合 1 m²あたり 20 ~ 50 グラム
- 2 15 mm以上の厚い氷や5 cm程度の圧雪を溶解する場合は、1 m²あたり 0.4 ~ 1.0 キログラム
- 3 大雪の場合は、除雪した後、1 m²あたり 0.4 ~ 1.0 キログラム散布するのが効果的。

<注意事項>

融雪剤は眼に入ったり、飲み込んだり、皮膚に付着した場合、人体に悪影響がありますので散布の際はゴム手袋等の着用をして下さい。また、金属に対して腐食性があり農作物等にも悪影響を及ぼしますので注意をして下さい。

除雪委託路線

除雪区分	委託路線名	除雪地詳細	業者名
1号除雪	町道相原高塩線	相原～元船子	(有)カマ造園土木
	町道船子大福線	元船子～ごみ処理場	(有)カマ造園土木
	町道船白線	元船子～白石	(有)カマ造園土木
	町道麻生小平線	小平(神流川橋～光明寺)	(株)藤松睦
	町道青梨高八木線	青梨(高八木橋分岐～宮前馬一様宅前)	(株)藤松睦
	町道青梨橋線	青梨(西ノ平(三叉路)～東ノ平(平六沢))	(株)藤松睦
	古田1号線	小平(神流川橋～古田(R462まで))	(株)藤松睦
	元郷3・4号線	小平(光明寺入口～新井偉希様宅前)	(株)藤松睦
	林道坂丸線	青梨(西ノ平(堀口様宅)～宮前様宅前(集落内))	(株)藤松睦
	町道麻生小平線	麻生～生利(諏訪橋～森脇橋)	(株)加藤組
	町道奴郷線	万場(忠霊塔～シェステヤマの花)	(株)加藤組
	町道投石峠線	柏木(玉井掬夫様宅前～新井光男様宅前まで)	(株)加藤組
	町道58号線	平原・尾附旧道(琴平橋～高橋)	塚本建設(株)
	〃	烏頭沢線起点より300m及びヘリポート内	塚本建設(株)
	町道60号線	西部(高橋～八倉(終点))	田畑建設(株)
	町道関端ソリ線	富岡・神流線塩沢地内～塩沢ヘリポート内	黒澤建設(株)
	町道麻生小平線	生利～森戸(森脇橋～飯島、戸野～森戸橋)	黒澤建設(株)
	町道万場塩沢線	万場～塩沢(神流ボデー工場～西塩沢)	(有)カマ造園土木
	町道51号線	下小越(坊桜井～小越2号橋)	塚本建設(株)
	町道57号線	魚尾旧道(バス通り)	塚本建設(株)
町道土橋西沢線	塩谷様宅前～消防署裏まで	堀口工業	
町道西畑線	GMタイセー～土橋西沢線合流まで	堀口工業	
町道西沢東寺平線		堀口工業	
町道土橋1号線	堀口真様宅前～桐屋商店前まで	堀口工業	
町道土橋4号線	柳世縫製前～上流火防道路まで	堀口工業	
2号除雪	町道51号線	下小越(坊桜井～部落手前三本辻)	塚本建設(株)
	町道312号線	上小越(起点～黒澤成実様宅前)	塚本建設(株)
	町道52号線	横俣古宿(あやめ橋～今井徳治様宅前)	塚本建設(株)
	町道53号線	叶山(起点～ずい道入口)	塚本建設(株)
	町道245号線	山室(町道60号線分岐～山室集落内)	田畑建設(株)
	町道163号線	桜井集落(魚尾トンネル～坊桜井)	塚本建設(株)
	林道七久保橋倉線	神ヶ原工区起点～東福寺橋	塚本建設(株)
町道54号線	町道54号線起点～金沢忠治様宅前まで	塚本建設(株)	
3号除雪	町道相原高塩線	元船子～高塩	(有)カマ造園土木
	町道大井戸道添線	小平旧道(国道462号～黒澤功様宅前まで)	(株)藤松睦
	町道東ノ平4号線	青梨(町道青梨橋線分岐～新井岩男様宅まで)	(株)藤松睦
	町道59号線	伝田郷旧道(伝田郷～齋藤恵子様宅前まで)	塚本建設(株)
	町道51号線	下小越(坊桜井～徳昌寺まで)	塚本建設(株)
	町道125号線	中郷・宮地集落内	塚本建設(株)
	町道211号線	起点～町道267号線合流まで	塚本建設(株)
	町道267号線	東福寺まで	塚本建設(株)
	町道55号線	尾附相切(国道299号～町道58号線まで)	塚本建設(株)
	町道56号線	尾附集落内(町道58号線～町道60号線まで)	田畑建設(株)
	町道157号線	持倉(岩崎正八様宅前まで)	(株)加藤組
	林道赤久縄線	起点～黒澤知光様宅前まで	(株)加藤組
	町道166号線	起点(中山神社)～終点(大福峠)	塚本建設(株)
	町道167号線	持倉(ようらく入口～岩崎勝重様宅下の三叉路まで)	(株)加藤組
	林道麻生線	起点～新井元二様宅前まで	(株)加藤組
林道上塩沢線	龍松寺下～小柏利英様宅上(配水池まで)	(有)カマ造園土木	
林道桜井沢線	起点(大福峠)～終点(持倉)	塚本建設(株)	
林道七久保橋倉線	神ヶ原工区起点～作業道サス平線入口	塚本建設(株)	

原則的には以上のとおりだが、気象条件等により協議する事とする。